

令和 8 年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金 選考実施要領

1 要領の趣旨

この要領は、令和 8 年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金の交付に係る選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 選考

選考は、市が別途選任する令和 8 年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金選考採点者（以下「採点者」という。）により行う。

3 選考方法

- （1）採点者は、令和 8 年度食の冒険者が憧れるまち・八戸推進事業補助金交付要領に基づき、応募者から提出された書類を総合的に評価することとし、評価点は採点者 1 人あたり 50 点満点とする。
- （2）応募者が 1 者のみであった場合も選考を行うものとする。
- （3）採点項目及び各項目の配点は別表 1、評価基準は別表 2 のとおりとする。
- （4）採点者が採点した応募者ごとの最高点及び最低点各 1 名分ずつを採点対象から除くものとし、除外後の平均点が 6 割に満たないものについては不適とする。
- （5）応募者が 2 者以上の場合、合計点数の高い順に交付を決定し、各支援枠の予算の範囲内で交付決定者を選定する。また予算額を超える応募者は不交付とする。
- （6）応募者が 2 者以上の場合で、合計点数が同点の場合は、別表 1 採点項目「効果性」の点数が高い方を上位とし、「効果性」の点数が同点の場合は、別表 1 採点項目「活動の妥当性」の点数が高い方を上位とする。
- （7）審査にあたっては、必要に応じて応募者に対し記載内容についてヒアリングを実施する。

4 選考結果の公表

- （1）本選考の結果は、全ての応募者に通知する。
- （2）交付決定された場合は、団体名、代表者名及び事業概要の名称を市 HP 等で公表する。※採点結果は公表対象外

別表 1

採点項目	採点基準	配点
活動の妥当性	・実施内容は本事業の目的及び申請した支援枠の趣旨に合致しているか。	5
主体性・積極性	・補助事業者として積極的に活動する姿勢があるか。	5
実現可能性※ 1	・スケジュールなどの事業計画が明確か。	5
	・団体として事業を遂行する実施体制や実行能力を有しているか。	5
先駆性	・事業内容に創意工夫があり、新たな取組又は発展的な取組として期待できるか。	5
発展性	・継続性又は波及効果が期待できるか。	5
効果性	・食の冒険者が憧れるまち・八戸の推進に資する取組であるか。	5
	・地域活性化又は観光振興への効果が期待できるか。	5
申請枠別評価	【情報発信・普及支援枠】地場産品を活用した料理・食文化の認知度向上及び情報発信効果が期待できるか。 【人材育成枠】地場産品を活用した料理・食文化を担う人材の育成又は食産業若しくは観光産業への興味・関心の醸成につながる取組であるか。	5
費用の妥当性※ 2	・収支予算の見積もりが適切か。	3
	・活動の内容・規模に合った適正な経費見積もりがされているか。	2
	合 計	50

※ 1 申請時において、事業の全部が終了している場合においては、「実現可能性」について、事業計画の明確性及び実施体制に代えて、事業が適切な計画及び実施体制の下で実施されたかを評価するものとする。

※ 2 申請時に事業の全部が終了している場合は、「費用の妥当性」について、実際の支出内容が事業内容・規模に照らして適正であったかを評価するものとする。

別表 2

評価の程度	点数
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分	2
不十分	1